

## 十津川村いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、十津川村いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 児童・生徒に関わるいじめ問題の重大事態の解決に向けて、効果的な対策について検討・協議するために、協議会を設置する。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、「いじめ問題の重大事態」とは、次の各号に掲げるときをいう。

- (1) 児童生徒が自殺を企図したとき。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているようなとき。
- (4) 児童生徒や保護者からいじめが重大であると申立てがあったとき。

### (職務)

第4条 協議会では、つぎの事項について連絡調整を図るものとする。

- (1) 新たな知見、見解等に基づくいじめ防止及び早期対応（以下「いじめ防止等」という。）に関すること。
- (2) 重大事態が発生したときの迅速で公平・中立な調査及び報告に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、いじめ防止等に関すること。

### (構成)

第5条 協議会は、別表の1に掲げる関係機関の長が指名する者及び別表の2に掲げる者によって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、十津川村長をもって充てる。
- 3 協議会に副会長を置き、十津川村教育長をもって充てる。
- 4 協議会を構成する者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (会議)

第6条 会議は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会議は、会長が招集し会務を総括する。
- (2) 会議は、副会長が進行をする。
- (3) 会議は、必要に応じ、奈良県弁護士会、五條警察署、その他協議会を構成するもの以外の者に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、十津川村教育委員会事務局に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教委告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

1 関係機関

番号	組織・団体等名称
1	奈良教育大学
2	十津川村医師会
3	奈良県立十津川高等学校
4	十津川村PTA協議会
5	十津川村立小・中学校 校長会

2 行政関係者

番号	所属又は職名等
1	高田こども家庭相談センター（高田こども家庭相談センター所長が指定する者）
2	十津川村人権擁護委員
3	十津川村長
4	十津川村教育委員会 教育長
5	十津川村福祉事務所 所長
6	十津川村教育委員会事務局 教育課長